

「福祉医療費受給者証[㊦]」の送付についてのお知らせ

京 都 市

- 令和7年8月1日以降に医療機関等を受診される場合は、この「福祉医療費受給者証[㊦]」（鶯色）とマイナ保険証を一緒に窓口へお出してください。
- 京都府外の医療機関等を受診された場合や健康保険の自己負担額を支払った場合、後期高齢者医療の適用を受けている場合等は、お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室（右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所保健福祉第一担当）で払戻しの申請をしてください。
手続きには「福祉医療費受給者証[㊦]」、領収書（医療機関名、受診日、患者名、保険診療点数、支払金額が明記されたもの）、医療費を振り込む口座番号のわかるもの（キャッシュカード、預貯金通帳等）をお持ちください。
- 次のような場合には、「福祉医療費受給者証[㊦]」と保険資格情報が確認できる書類の写し又は個人番号利用に関する申告書（受給者全員分）をお持ちのうえ、直ちにお住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター子どもはぐくみ室（右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所保健福祉第一担当）へ届け出てください。
 - 認定資格に異動が生じたとき（異動届を提出してください）
（例）氏名や世帯の構成、扶養関係が変わった
健康保険の種類又は記載事項が変わった
京都市内で転居した（転居後の住所区に届け出てください）
 - 認定資格の喪失となる時（喪失届を提出してください）
（例）受給者の方が亡くなった
生活保護法など、他の制度によって同様の医療費助成が受けられるようになった
健康保険の資格がなくなった
京都市外に転出する
受給対象であるひとり親世帯などでなくなった（婚姻に限らず、扶養者が異性と事実上生活を共にした場合や、生活を共にしていなくても同じところに住所を置いた場合は、直ちに届け出てください。また、配偶者の重度障害を理由に受給中の方は、配偶者の障害等級の変更があった際に届け出が必要です。ひとり親世帯等の認定要件について、ご不明な点は届け出先の窓口にご確認ください。）

※申請や届け出と異なる事実が判明したときは、遡って医療費の返還を求めることがあります。

○その他

交通事故などの治療を「福祉医療費受給者証[㊦]」を使って受けたとき
受給者証を汚したりなくしたりして、再発行が必要なとき

本年6月以降に新たに本制度の対象となられた方へ

来年以降は更新の手続が必要です。毎年6月中旬に「更新申請書」の用紙を送付しますので、必要書類を添えてお住まいの区のひとり親家庭等医療担当へご提出ください。
資格確認のうえ、新しい「福祉医療費受給者証[㊦]」をお送りします。